

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

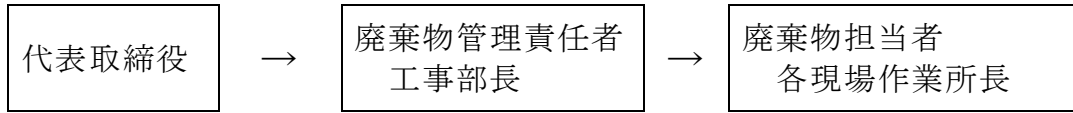
(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和8年 6月 30日	
前橋市長 様	
提出者	
住 所	群馬県前橋市二之宮町1686番地
氏 名	岩上建設株式会社
	代表取締役 岩上 憲布
電話番号	027-268-1111
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	岩上建設株式会社
事業場の所在地	前橋市二之宮町 1 6 8 6 番地
計画期間	令和8年 4 月 1 日～令和9年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 (D 0 6 総合工事業)
② 事業の規模	
③ 従業員数	23人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・工事現場から発生した、がれき類は中間処理業者に処理を委託し、再生後売却される。 ・ガラス・陶磁器くずは、中間処理業者に処理を委託し、選別・破碎され安定型最終処分場で埋立処理される。 ・金属くずは、再生事業者へ売却し、加工後売却再売却される。 ・木くずは中間処理業者へ委託し、ウッドチップ再生され売却される。 ・廃プラ類は中間処理業者へ委託し、選別・破碎されリサイクル又は安定型最終処分場で埋立処分される。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	木くず	汚泥	混合廃棄物
	排出量	1186.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・各現場で分別を徹底し、再生を前提とした業者選定を行い、処理委託を行っている。						
② 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	木くず	汚泥	混合廃棄物
	排出量	1200.0 t	1.0 t	1.0 t	1.0 t	1.0 t	1.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・各現場で分別を徹底し、廃棄物の排出量を抑制する。 ・資材の発注の際、余剰を生じないように努める。 ・工事受注量等により各産業廃棄物の発生量に変動が生じるため、排出量は前年度実績を参考にしました。						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各現場において、品目毎に分別に努めている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各現場において混合廃棄物を排出しないよう分別を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現 状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) なし		
② 計 画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	木くず	汚泥	混合物廃棄物
	全処理委託量	1186.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	—		
	再生利用業者への処理委託量	1186.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—		
	(これまでに実施した取組) 分別を行い、再生を前提とした業者を選定し、処理委託を行っている。						

(第5面)

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	木くず	汚泥	混合廃棄物
	全処理委託量	1200.0 t	1.0 t	1.0 t	1.0 t	1.0 t	1.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	—		
	再生利用業者への処理委託量	1200.0 t	1.0 t	1.0 t	1.0 t	1.0 t	1.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—		
	(今後実施する予定の取組) がれき類、金属くず、木くずは、今後も再生処理業者に処理を委託する。 廃プラスチック類等は、発生時の分別を徹底し、再生を前提とする処理業者と委託契約し、埋立処分となる廃棄物を減らす。						
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。